

(3) 「教科に関する科目」

教科内容の背景となる専門的な知識及び技能を修得するために設けられている科目と位置づけられていますので、学類の免許教科によっても修得しなければならない科目が異なってきます。これは、免許法第5条別表第1及び第2の2に明示されているものです。教科に関する科目は、後のページで学類の免許教科ごとに表にしてあります。（開講年次については、変更となる場合があります。）

【学類、免許教科別の表の見方について】

- ①各学類のカリキュラム上の必修科目の開講状況により、教科に関する科目の最低修得単位数は学類によって異なっています。
- ②教科が同じであっても、専門科目が異なりますので、他学類での受講はできません。
- ③免許教科によっては、他学類の専門科目を履修しなければならないものもあります。
- ④○印の科目は、卒業必要単位数には含まれませんので注意してください。

(4) 「教科又は教職に関する科目」

本学では「教科又は教職に関する科目」を開講しております。必ず履修して修得しなければならないというものではありませんが、次に掲げる科目を修得した場合は「教科又は教職に関する科目」の単位として認められます。（循環農学類、食と健康学類の2学類のみ開講している。）

学類名	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目（単位数）	必修・選択の区分	開講年次
循環農学類 食と健康学類	教科又は教職に関する科目	サービス・ラーニング（2）	選択	2年前・後期
		教職インターンシップⅠ（4）	選択	3年前期
		教職インターンシップⅡ（4）	選択	4年前期
		教職応用演習Ⅱ（2）	選択	3年後期

◆各学類における免許種別の最低修得単位数一覧

中学校教諭一種免許状

学類名	免許教科	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
免許法施行規則に定める単位数		20	31	8	59
循環農学類	理科	22	37	0	59
	社会	20	41	0	61
食と健康学類	理科	22	37	0	59
	社会	20	41	0	61
環境共生学類	理科	22	37	0	59

高等学校教諭一種免許状

学類名	免許教科	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
免許法施行規則に定める単位数		20	23	16	59
循環農学類	理科	26	33	0	59
	公民	26	33	0	59
	農業	26	33	0	59
食と健康学類	理科	26	33	0	59
	公民	26	33	0	59
	農業	26	33	0	59
環境共生学類	理科	26	33	0	59